

# 萩市立むつみ小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事・児童会活動・学級会活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の教育相談、毎週1回の「心のアンケート」の実施等、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期発見・早期対応の取組を進めてきた。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「萩市立むつみ小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### (1) 定義

##### 【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ からかい、ひやかし、いじり、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。また、外見的には、けんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

#### (2) 特徴及び構造

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながらも被害も加害も経験している。暴力を

伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。そして、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。

いじめは、「四層構造」となっている。

集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじている人」に見える。

いじめられている者（被害者）
いじている者（加害者）
周りではやしたてる者（観衆）
見て見ぬふりをする者（傍観者）

### （3）いじめの段階

#### ① レベル1【日常的衝突としてのいじめ】

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的な衝突（いわゆる「児童間トラブル」、軽微なものでは、「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかい」など、程度が重くなると「口論」や「けんか」などが挙げられる。）の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

#### ② レベル2【教育課題としてのいじめ】

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応を取る必要があるもの。

#### ③ レベル3【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

認知したいじめのうち、いじめ防止対策法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性があるもの。

### （4）指導上の配慮が必要な児童

発達障害を含む、障害のある児童に関わるいじめについては、児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行うことが必要である。

教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがあってはならない。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### （1）いじめの防止

児童生徒等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育（自由、平等、生命）や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

また、日頃から、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例（からかい、ひやかし、いじり等）を、蓄積・公開・共有することで、教職員の危機意識を高め、重大な災害や事故の未然防止に努める。

### （2）いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、い

じめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

### (3) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会等と積極的に協働を図る。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、教育委員会、児童相談所、警察、地方法務局等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

##### 【いじめ防止対策推進法第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「むつみ小学校いじめ対策委員会」を置き、各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

#### ○ 校内いじめ対策委員会（8月、11月、1月）

- ・ 構成  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・当該学級担任
- ・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

※定期的に、スクールカウンセラーと連携・協働する体制を構築する。

学校運営協議会及びPTAにもいじめの防止等のための対策について説明する機会をもつ。

#### (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為であり、未然防止に努めることが大切である。

「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

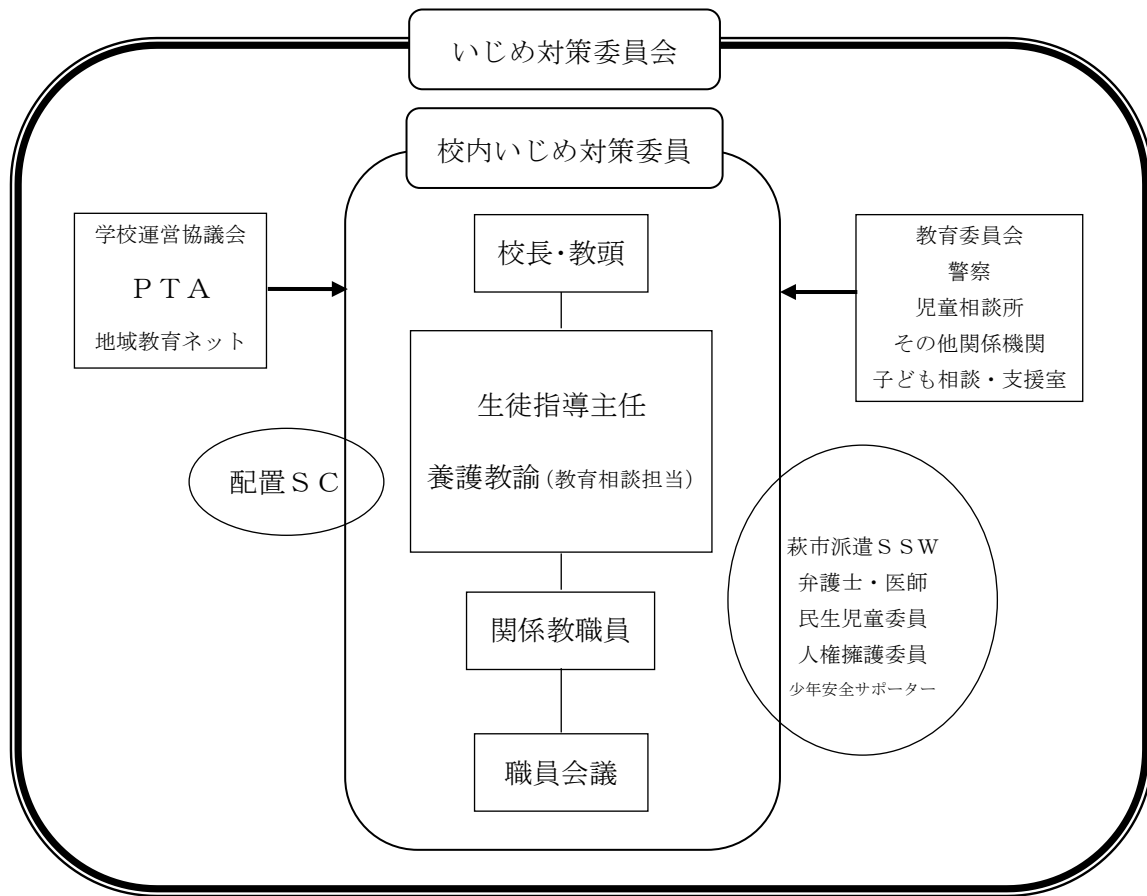
また、人権教育を推進・充実させるためには、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解・認識し、自らの人権感覚を磨くことが重要である。そのため、人権の意義や重要性及び人権問題についての理解、人権意識の高揚を図ることなど研修に取り組む。

#### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 児童の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ② いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ③ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、

地域と連携した教育活動を充実する。

### 【いじめ対策組織図】



## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

### 未然防止 (いじめの予防)

#### (1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ① 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。教職員自身が人権意識を高め、体罰や言動による暴力を絶対に行わない。
- ② すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、「心のアンケート」を活用するなどの取組を行い、児童理解に努める。
- ③ 職員室で児童の様子が語られる雰囲気を作り、情報共有が行いやすい環境の醸成に努める。
- ④ 保小中の切れ目のない支援体制を構築するため、保小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめの防止等の対策に取り組む。

#### (2) 教育活動全体を通じた取組

- ① 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていく授業を実践する。
- ② すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ③ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、児童会・委員会活動・クラブ活動等において、内容・方法を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。

- ④ 学校行事やボランティア活動、A F P Y（県独自の体験学習法）を活用した多様な体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心やコミュニケーション能力を育む。
- ⑤ 「むつみ小学校なかよし宣言」を朝の会等で唱和し、いじめに対する子どもの意識及び実行力を高める。
- ⑥ 安心・安全な学校に向けて、学校環境を整備するとともに、「居場所」のある学級づくりに努める。
- ⑦ 日頃から、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例（からかい、ひやかし、いじり等）を、蓄積・公開・共有することで、教職員の危機意識を高め、重大な災害や事故の未然防止に努める。

### （3）家庭・地域との連携

- ① いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ② 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。
- ③ P T A、学校運営協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ④ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

## 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

### （1）校内指導体制の確立

- ① 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ② 開かれた保健室や相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談月間の実施等、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。

### （2）子どもの実態の把握

- ① 週1回の「心のアンケート」を原則木曜日に実施し、翌日の金曜日に生徒指導主任で集約し、全教職員で共通理解する。いじめに関する訴えがあった場合には、アンケート用紙の裏面等を活用して、【被害児童名】、【加害児童名（関わった児童名含む）】、【いじめの状況（いつ、どこで、どのようないじめがあったか）】、【指導内容（いつ、どこで、だれが、どのような指導を行ったか）】、【指導後の状況（被害児童及び加害児童）】等、聞き取ったことや指導した内容を記録として残すようにする。
- ② 授業時間はもちろんのこと「朝の会」や「休み時間」、「帰りの会」等、児童と向き合う時間を大切にし、日常の観察等により総合的に児童の実態を把握に努める。
- ③ 「心をつなぐ1・2・3運動」の欠席1日目の電話連絡、欠席2日目の家庭訪問、欠席3日目の組織的対応をすることで、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実を図る。

### （3）家庭・地域との連携

- ① 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。
- ② 保護者に対して「児童理解アンケート」を年2回実施し、いじめの早期発見につなげる。
- ③ 連絡帳等を活用して、保護者の目で見た家庭での児童の様子を把握に努める。

## 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

### （1）早期対応のための本校の体制

- ① 週1回の「心のアンケート」をもとに、被害児童に加え、加害児童及び関係児童から関係教職員が聞き取りを行う。矛盾がある場合は、再度の聞き取りを行い「事実関係」の確認に努める。
- ② いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、

いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

## (2) いじめへの対応

- ① いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ② 学校内に「いじめは許されない」という雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ③ いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ④ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ⑤ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
- ⑥ いじめている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

## (3) 地域・関係機関との連携

- ① 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、学校運営協議会、家庭及び地域の積極的な協力を得る。
- ② 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- ② いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校内いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ③ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等への面談等を実施し、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ② いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。
- ③ 校内いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## 4 学校評価による評価・検証・改善

本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

## Ⅲ 重大事態への対応

## 1 重大事態の判断及び報告

いじめ対策委員会において「第1号事案」及び「第2号事案」（疑いを含む）の発生を把握したときは、速やかに市教委に「①学校名、②対象児童の氏名、学年、性別、③欠席期間（第2号事案に該当する場合）、④報告の時点における対象児童の状況、⑤重大事態に該当すると判断した根拠」を報告し、指導助言を得る。併せて、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。また、関係児童・保護者の心のケアや通常の学校生活への早期復帰などに向けた支援のため、市教委を通じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の派遣を要請する。

### 重大事態とは（法第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき「第1号事案」
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「第2号事案」

### 【「生命、心身又は財産に重大な被害」とは】

- ◇ 子どもが自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

### 【「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは】

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

## 2 重大事態の調査

### (1) 調査の主体

事態の重大性や特性、それまでの経緯、いじめられた子ども・保護者の訴え、学校の実情などを踏まえ、学校を主体とした委員会で行うか、市教委において第三者を主体とした委員会で行うかを市教委が判断する。決定後は速やかに調査を実施する。市教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

### (2) 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

### (3) 調査の組織

いじめ対策委員会を中核として、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。なお、詳細な事実認定が必要と判断される場合には、弁護士や警察OB等、外部の専門家の派遣を市教委に依頼し、情報の分析を依頼することも検討する。また、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることに努める。

### (4) 調査方針の説明

調査を実施する前に、被害児童及び保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

- ①調査の目的・目標      ②調査主体（組織の構成、人選）      ③調査時期・期間  
 ④調査事項、調査対象      ⑤調査方法      ⑥調査結果の提供

(5) 調査結果の報告及び提供

- ① いじめ行為の事実関係を、「いじめの重大事態に係る聞き取り調査票」（別記5）を活用し、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。  
 ② これまでに学校で先行して調査を行っている場合にも、調査資料の再分析や必要に応じた調査を実施する。  
 ③ 対象の子どもや保護者に対して、調査の進捗状況等について、説明を適切に行う。  
 ④ いじめとの因果関係をもとに、再発防止に向けた提言も調査報告書に盛り込む。

(6) 留意事項

質問紙調査を実施するに当たっては、いじめられた子ども・保護者に結果の提供をする場合があることを踏まえ、調査対象の子ども・保護者にあらかじめ説明する等の措置が必要である。なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた子どもはもとより、関係のあった子どもは深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がるのが想定される。子どもや保護者等の心のケアを最優先しながら、安心・安全な学校生活を取り戻し学校機能の回復に努めていかなければならない。

## IV 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要である。そこで、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

### 1 本校の相談窓口

〒758-0304 山口県萩市大字吉部上3192番地  
 電話 08388-6-0016  
 相談メール mutsumisho-e00@edu.city.hagi.lg.jp

### 2 関係機関等の相談窓口

○萩市子ども相談・支援室	0838-25-3662
○萩市教育委員会事務局学校教育課	0838-25-3558
○萩市教育支援センター「萩かがやきスクール」	0838-24-4821
○萩市福祉事務所	0838-25-3131
○こどもの人権110番（山口地方法務局）	0120-007-110
○サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	083-922-8983
○ヤングテレフォン・やまぐち（山口県警本部）	0120-49-5150
○山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	083-933-4531
○児童相談所（中央児童相談所）	083-922-7511
○いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○ふれあい総合テレフォン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp



萩市立むつみ小学校いじめ防止等に係る取組の年間計画

	学校行事	いじめ防止の取組	保護者・地域との連携
4	入学式 地区児童会	年度当初の共通理解（職員会議） 心のアンケート（毎週木曜日）	家庭訪問 PTA総会・学級（年）懇談会 萩市小・中学校不登校等問題行動対策会議
5	1年生を迎える会（遠足） 修学旅行（6年）	心のアンケート（毎週木曜日） 「あなたのこと教えてね」アンケート 教育相談月間	学校運営協議会
6	人権擁護の日（3・4年） 交通移動教室 校内支援委員会	教育相談情報交換（職員会議） 心のアンケート（毎週木曜日）	家族ふれあい参観日 親子スポーツ大会 児童理解アンケート
7	ひまわりロードフェスタ	心のアンケート（毎週木曜日）	夏のひまわりオープンスクール 学校保健安全委員会① 地域教育ネット 個人懇談会
8	宿泊学習（5年）	いじめ対策委員会	萩市小・中学校生徒指導主任会議 環境整備作業
9	秋季大運動会 やまびこキャンペーン 5年社会見学	心のアンケート（毎週木曜日）	
10	3・4年社会見学 萩・阿武小学校陸上競技会（5・6年） 1・2年社会見学 心をみがく活動（5・6年）	心のアンケート（毎週木曜日） 「あなたのこと教えてね」アンケート 教育相談月間 心をみがく活動（5・6年）	心のふれあい参観日 学校運営協議会
11	学習発表会	教育相談情報交換（職員会議） いじめ対策委員会 心のアンケート（毎週木曜日）	児童理解アンケート
12	校内持久走大会	心のアンケート（毎週木曜日）	人権の心をはぐくむ市民の集い 地域教育ネット 個人懇談会
1		いじめ対策委員会 心のアンケート（毎週木曜日） 「あなたのこと教えてね」アンケート 教育相談月間	冬のひまわりオープンスクール 児童理解アンケート
2		心のアンケート（毎週木曜日）	学校運営協議会 参観日・学級懇談会 学校保健安全委員会②
3	6年生を送る会 卒業証書授与式	心のアンケート（毎週木曜日）	個人懇談会